

TOPICS

- ① 成績評価に関する調査研究活動の進捗
- ② 講義内反転学習の試み
- ③ 大学院におけるFDの取り組み（総合福祉研究科）
- ④ 看護学研究科におけるFD活動について

成績評価に関する調査研究活動の進捗

－ 他大学のGPA制度から得られた示唆 －

はじめに

高等教育研究開発センター教育開発部門では、2021年度調査研究活動として「成績評価の方法と基準に関する事項」（通称：成績評価プロジェクト）に取り組んでいます。3年計画のプロジェクト2年目となる本年度は、他大学の成績評価基準等の取り組み・運営体制についての調査を実施しました。得られた知見や本学への示唆は多くありますが（詳細につきましては、2022年3月2日実施高等研FDの内容をご確認ください。）、今回は、「GP度数分布の目標値はどこに定めることが適当なのか」という課題に対して、他大学はどのように対応しているのかについてご紹介したいと思います。

1. GPA制度の課題

まず本学のGPA制度（ここでは埼玉キャンパスの例を参照）についてです。図表1のとおり、評価、評価点、GP、可否の記載があり一般的な基準が明記されています。具体的にどの程度の難易度かについては講義担当者の授業方針や授業の特性（人数、実技等）によって検討されシラバスに記されています。このケースで問題視される点は、「同一名称科目」等の複数開講科目がどの講義担当者になるかにより、成績評価に大きな影響を与えてしまうという可能性があることです（例：楽単・エグ単）。近年の高等教育の無償化政策、奨学金制度へのGPA制度の活用という動向を踏まえると、大学は、学生個人に不利益がないように、客観性ある制度設計をしていく必要があるといえるでしょう。

評価	S(最優秀)	A(優秀)	B(標準)	C(可)	D(不可)
評価点	90点以上	80～89点	70～79点	60～69点	59点以下と履修放棄
GP	4点	3点	2点	1点	0点
可否	合格				不合格

図表1. 淑徳大学（埼玉キャンパス）GPA制度

（出所：淑徳大学「成績の評価方法とGP（グレードポイント）」
<https://www.shukutoku.ac.jp/students/saitama/gpa.html>）

では、こうした問題にどのように対応すれば良いのでしょうか。他大学の例をみていきたいと思います。作新学院大学のGPA制度をみると、本学のGPA制度に加え「分布基準」を明記しています（図表2参照）。大学の履修規程では、「絶対評価」を成績評価の基準として定めるものの、「教員間、科目間の成績評価基準の平準化や授業難易度の改善を目的に、成績評価基準に成績分布の基準（相対評価の考え方）を部分的に取り入れた」としています。これにより、「秀」は全体の10%程度、「優」は20%程度といった大まかな基準を定め、成績分布の偏りが継続した場合には、担当教員に改善を求めるなど、成績の平準化に向けた制度設計を展開しています。

点数	100～90	89～80	79～70	69～60	59以下	評価対象外
成績表示	秀	優	良	可	不可	※
可否	合格				不合格	
GP	4	3	2	1	0	0
分布基準	10%程度	20%程度	35%程度	35%程度		

図表2. 作新学院大学 GPA制度について（分布基準の明確化）

（出所：作新学院大学「適正な成績管理について」https://www.sakushin-u.ac.jp/common/sysfile/content_blocks/eiuniv/ID642.pdf）

2. 「成績評価の基準」の設定

つぎに、「成績評価のガイドライン」を公表する滋賀大学経済学部の例をみると、「国立大学法人滋賀大学GPA制度に関する要項」第2条に従い、図表3のように「評価基準」を明記するケースもありました。評価基準を明記することで、シラバスに記載する各講義の「到達目標」と「評価の方法・基準」を関連づけて記載することが可能です。

（次ページへ続く）

講義内反転学習の試み

区分	成績評語(評価)	評価基準	対応する得点(評点)
合格	秀	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている。	90点以上
	優	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている。	80点以上 90点未満
	良	到達目標を達成し、良好な成績を修めている。	70点以上 80点未満
	可	到達目標を達成している。	60点以上 70点未満
不合格	不可	到達目標を達成していない。	60点未満

図表3. 滋賀大学経済学部「成績評語(評価)、得点(評点)、及び評価基準

(出所: 滋賀大学「滋賀大学経済学部における成績評価のガイドライン」
<https://www.econ.shiga-u.ac.jp/econ/2/Guidelines.html>)

「成績評価の厳格化・客観化」の観点から、さらに滋賀大学の成績評価制度をみると、「「成績評価の基準」等の設定と学生への明示」として9つの関連事項を記載しています。(1)学位授与方針及び教育課程編成・実施の方針との関連性、(2)単位の実質化を担保する学修時間の確保、(3)「成績評価の基準」の記載方法、(4)多様な評価方法からの適切な選択、(5)同一科目間での公平性への配慮、(6)成績評価分布の目安、(7)成績評価分布の組織的な点検の実施、(8)成績に対する異議申し立て、(9)組織的な点検の実施・改善のプロセスです。「成績評価の厳格化・客観化」を検討する際には、大学の方針であるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの関連やシラバス項目との関連を示すとともに、成績評価分布の基準の決定機関(ここでは「教育学習支援委員会」を設定)を明確にしている点が参考になります。さらに、大学としての組織的な点検の実施(ここでは「教授会」を設定)、組織的な点検の実施のプロセスについて一連のPDCAプロセスが示されており、どこで意思決定が行われているのかがウェブサイトからでも確認できました。気づきとして、一度決めた基準も学部・学科で実際に運用するなかで、学生に不利益があった場合等、柔軟に見直し、再度、検討できるような組織的な仕組みづくりが大切なのではないかという点です。

おわりに

「GP度数分布の目標値はどこに定めることが適当なのか」という問いに対するただ一つの正しい回答はありません。しかし、他大学調査から、各自が学部・学科の独自性を生かしつつも教員間、科目間の成績評価基準の平準化や授業難易度の改善に向けてさまざまな工夫を展開していることが分かりました。今回は一部の例のみの紹介になりますが、引き続き、淑徳大学でも成績評価の厳格化・客観化に向けた検討を進めていきたいと思っております。

(教育学部こども教育学科 御手洗明佳)

はじめに

オンデマンド型講義の方法を模索することが求められた2020年度以降の大学において、特に創意工夫が必要となったのは、映像・音声配信形式の講義ではないだろうか。リアルタイム形式の講義では、対面型の形式に比べて大きな制約はあるものの、受講学生の反応をうかがいながら講義を展開することが可能である。

一方で映像・音声配信型の講義では、90分の時間のなかで担当教員が一方向的に解説する講義に終始しがちである。Zoomのブレイクアウトセッションを利用したペアワークやチャット機能を使用した質疑応答もできない条件下で、如何にして双方向的な学修環境を確保し、アクティブ・ラーニングにつなげていくのか。

こうした問題意識のもと、以下に2021年度前学期に開講した筆者担当科目である「仏教文化史」を一例として、拙い試行を記録しておく。

1. 反転学習の効用と限界

筆者は対面授業の実施が見送られた2020年度においては、リアルタイム方式の講義を採用したものの、2021年度は時間割などの制約からZoomの録画機能を利用し、レジュメとパワーポイントを作成して動画講義を配信した。ここで直面したのが、履修学生の受動的な受講形態を如何にして排除するのか、という問題である。

周知のとおり、本学では大学全体の取り組みとして、講義系科目においてアクティブ・ラーニングの導入が推奨されている。ところが、講義内容を録画し、これを受講学生が視聴するという形式の講義では、学生の主体的な学びが大きく制約されてしまう。また、講義をする教員の側の負担はもとより、受講する学生にとって、PCや画面の小さいスマートフォンを使用して90分間の講義をひたすら視聴する苦痛は、想像に余りあると言えるだろう。

この形式の講義を採用するにあたっては、①受動的になりがちな受講姿勢を如何にして能動的な学びに変換するのか②90分という講義時間をどのように区分し、時間管理を図るのか、という2点が課題として浮上する。ここで着目したのが、近年教育現場で導入が進められつつある「反転学習」である。

ここで反転学習についての理解を深めておこう。

(次ページへ続く)

反転学習とは、従来教室で講義を受け、自宅で演習問題に挑戦する形式を反転させ、自宅で講義を受講して、教室で演習問題を解く形式の授業である（山田 2017）。自宅での講義受講が事前学習にあたり、これを踏まえて対面での講義が展開される。事前学修に相当する自宅での講義受講は、それ単体では反転学習とはなり得ず、対面での講義と連動させることによって、はじめて反転学習が成立する。

個人での動画配信を容易としたインターネット環境の整備や、YouTubeをはじめとする動画視聴が一般化したこと、さらに大学での事前事後学修の重要性が説かれるようになったことと相俟って、反転学習に関する実践事例も報告されるようになってきた。

他方において、反転学習はその効用が注目されながらも、大学教育の場への導入が遅れがちである。その理由は何処にあるのだろうか。最も大きな理由は、せつかく苦労して反転学習用の動画を作成しても、それを視聴しないまま講義に臨む学生が一定程度存在することであろう。講義内容の理解を助けるための反転学習用教材が、逆に講義の理解を妨げる原因となることは容易に想像される。反転学習がもつこうした構造上の問題点は、この導入を進めれば進めるほど、学生の学修に対する意欲の低下を誘引することになる。

また、現下のコロナ禍では、学生はそれぞれの講義科目毎に課されるレポートの作成に加重な負担を強いられてきた。学業が学生の本分であることは当然のことではあるにしても、友人や教員との十分なコミュニケーションの機会を得られない環境で、毎日配信されてくる動画講義を視聴し、レポートを作成することに1日の大半を費やす姿は、本来の大学生活とはほど遠い。学生の負担感を軽減しつつ、学修を進める方策を構築することが、本年度の筆者の課題となった。

2. 仏教文化史の講義設計

筆者が担当している「仏教文化史」は、人文学部歴史学科の学生を対象とした展開科目であり、2年次生以上の履修を可能としている。同科目では、パンデミック発生以前の段階からテキストを指定し、「神仏習合」をキーワードとしながら、日本の仏教文化についての史的理解を深めるべく講義を展開してきた。動画配信型の講義となった同科目の講義設計について、第4回の講義を例示すると以下ようになる。

- ① 事前学修として、第4回の講義で扱うテキストの41頁から54頁までを読んで内容を理解しておく
- ② 事前学修として指定されたテキストの箇所のうち、41頁から48頁までの部分について、レジュメとパワーポイントを用いた解説動画①を視聴する(30分間)
- ③ 次の30分間は、49頁から54頁までの内容を学生自身が箇条書きで自分なりに整理する
- ④ 上記③の時間で当該部分を整理したのち、この箇所に関する解説動画②(30分間)を視聴して、自らの整理と解説とを比較しながらテキストの理解を深める(以上計90分)
- ⑤ 事後学修では、上記③で作成したレジュメに④の内容を付加して出席確認を兼ねたレポートを作成し、次回の動画配信日前日(6日後)までにGoogleクラスルームから提出する。この際上記②の部分からもキーワードを抽出し、このレポートに盛り込む

上記の講義設計は、全体としては反転学習の手法を採用しているものの、その細部が異なる。すなわち、90分の講義を3つに分割し、従来の反転学習において事前学修とされていた部分の大半を講義内に取り込んでいる点に特徴がある。筆者はこれを「講義内反転学習」と（勝手に！）呼称している。

こうした講義形式を試行するにあたり、①90分の講義をすべて教員による一方的かつ受動的な学修とせず、講義時間内において、受講学生自身が主体的な学修をする時間を設けること、②事前・事後学修の時間を確保しながら、その負担が過重なものにならないように全体の学修時間のバランスを考慮すること、の2点を主に意識した。例えば事後学修に関しては、講義時間内で受講学生自身が整理したテキスト及び講義内容にもとづいてレポートを作成することで、課題作成の軽減を企図している。

おわりに

実のところ、筆者はコロナ禍以前の対面講義においても一部でこうした講義設計を導入していた。2021年度の仏教文化史の講義で、これをすべての講義回に適用したということになる。以上のような授業設計が、はたして学生にどのように受け入れられたのか。

この講義に関する授業アンケート結果を筆者は心から楽しみにしていたものの、残念なことに講義設計に関する記述は1件もなかった。「そりゃ、ないよ」という思いを心底に忍ばせつつ、こうした試みに対する十分な説明を受講学生に教示することができていなかったと自身を責めるほかない。2022年度の講義が全面的に対面授業となることを願いつつ、「講義内反転学習」の試みを続けていきたい。

（人文学部歴史学科 田中洋平）

（参考）山田雅之「反転学習におけるアクティブ・ラーニングの実践 - 教育方法の検討」（『神奈川大学心理・教育研究論集』第42巻所収 2017）

大学院におけるFDの取り組み（総合福祉研究科）

令和3年度の大学院総合福祉研究科のFDについては、今年も昨年に引き続き第1回のFDとして、研究倫理の遵守と明確な手続きについての確認がなされ、そして第2回目では、長年大学院の指導をしていただいていた田宮先生にオンラインにて「佛教は福祉なり」というテーマで研修をしていただいた。

■第1回 研究倫理委員会 令和3年4月29日

淑徳大学大学院総合福祉研究科の研究倫理委員会では、大学院生の研究実施に際し、研究倫理審査を行っている。特に、調査研究を行う場合においては、研究協力者に研究目的や内容を明確に伝えることはもちろん、プライバシー保護の方法等の研究倫理事項を十分に検討し、説明、同意を得たうえで研究協力者の研究協力を仰ぐ手続きが、研究者には求められる。

大学院研究倫理委員会では、大学院生からの研究倫理申請書に基づく審査を定期的に行うとともに、研究倫理に関する教育を行わなければならない、大学院生は指導教員の指導を受けながら倫理申請を行うことになるため、指導教員自身が、倫理申請の手続きの理解が必要である。

そして本FDをのちに5月6日に、大学院研究倫理委員会は、2021年度大学院入学生を対象に、「倫理申請ガイド」についてはウェブ会議システム（Zoom）を用いて実施した。内容は、研究倫理についての概説、倫理申請手続きの説明し。当日出席できなかった院生には録画を視聴するように指示をした。

今回のFDは、この新入生向けのガイダンス内容について各教員が確認すべく、4月29日に、大学院担当教員を対象としたFDを対面にて実施した。

さらに加えて2021年度中は、2022年2月8日に再び、2022年度に学位論文提出を目指す院生を対象とした倫理申請ガイダンスを、ウェブ会議システムを用いて実施する予定です。その内容も各教員に動画配信しFDとする予定にしています。

（担当の山下先生の報告を一部修正）



■第2回 「佛教は福祉なり」田宮仁 令和4年2月10日

2021年度大学院FD方針の一つとして、本学建学の根本に位置づけられている「仏教精神」をどう教育・研究へと取り込んでいったら良いのか、このことに関連して、長年淑徳大学における学部、大学院での教育・研究に従事されてきた、アジア国際社会福祉研究所顧問、元淑徳大学教授の田宮 仁（たみや まさし）先生より、先生の足跡を振り返りつつ、通常なかなかお聴きできない先生のお人柄が参み出る独特の「昔噺」風語り口調で、「仏教」とわれわれがどう向き合っていたら良いのかについて、たくさんのヒントをいただけた研修になった。研修後半では、参加者の方々からの質問に対し田宮先生より応えていただく形式で進めていった。

研修前半では、佛教大学社会事業研究所時代に孝橋正一先生、上田千秋先生、岸 勇先生、村上尚三郎先生、水谷幸正先生といった著名な先生方との交流が、田宮先生の研究姿勢の「原点」となっていること。数々の貴重なお話しに思わず引き込まれる場面があった。後半の質疑応答では、看護学研究科の先生方、心理臨床センターで長く実践に携わられている本大学院の先生、さらには発達臨床研究センターで子ども達や保護者の方々との実践に携わられている先生、そして社会福祉学専攻の先生から、教育・実践・研究と「仏教」の繋がりに関わる、深いご質問を寄せていただいた。

最後に、田宮先生から「（自分は）仏教を軸に人に恵まれ、人に育てられた。大学院は仏教を縁として人との出会いが生じる場所であり、人が集まる場所であり、そして人を育てるところである」との言葉を頂戴しました。研修で先生が話された「本貴・本領は、佛願香る『人』育て」ということをしっかり胸に刻みつつ、淑徳大学院ならではの、総合的な社会福祉発展に繋がる教育・研究の「ユートピア」構築の軸に仏教を据えつつ、大学院の研究・教育をアジア、世界を視野に入れなお一層展開していただきたいと思いますという先生のメッセージに、微力ではありますが精一杯応えていきたいと思った研修であった。

（司会の戸塚先生の報告を一部修正）



（総合福祉研究科 藤野達也）

看護学研究科におけるFD活動について

看護学研究科が開設されて6年となりました。看護学研究科の大学院生は3年制の長期履修コースで臨床の現場で生じた問題や課題と向き合い、明確な目標意識をもって修士論文に取り組んでいます。修了生は大学教員や実践現場で活躍する看護管理者、指導的看護職者として活躍しています。看護学研究科教育向上委員会は委員長を含め6名で活動しており、広報活動とFD活動を担当しています。

広報活動について

大学院パンフレットの作成では、在学生や科目等履修生、修了生のインタビュー、ゼミ紹介を更新しています。パンフレットの作成は、研究科の位置づけや科目構成などを改めて認識する機会にもなっています。

また、今年度は研究科の行事や大学構内の様子、修士論文の作成過程などについて、大学ホームページのブログ (Shukutoku Picks) で定期的に (月1回程度) 配信しました。

公開講座は、COVID-19感染症の対策としてzoomを用いたオンライン開催とし、2回実施しました。8月には研究科教員によるオンラインセミナー『看護研究とはじめ』、10月には『人の可能性を広げる分身ロボット』(講師：吉藤オリィ先生) を渡邊多恵子研究科長が学会長をつとめた第34回日本保健福祉学会学術集会と共催しました。近隣の医療機関の方々や学部生にも研究科の存在をアピールできること、看護研究に関するテーマの公開講座は研究科の教員にとって研究指導の振り返りや新たな研究手法についての知識を得る機会となることから、今後も継続して開催していきたいと考えています。

研究科教員を対象としたFD研修会はzoomを用いたオンライン開催とし、3回実施しました。各テーマは、7月『測定・把握したDPIに照らした学修成果を教育内容・方法の改善に活かす』、9月『「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」の活用ーこれからの看護職の能力の育成に向けてー』(講師：小山真理子先生)、2月『佛教は福祉なり』(講師：田宮仁先生) でした。7月のFD研修会では、修了生を対象に実施している学修成果アンケート「修了判定・学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) に照らした自己評価」の結果について研究科教員で共有し、zoomのブレイクアウトセッションを活用して意見交換を行いました。FDとして教育内容の点検・評価を行なったことにより、自己評価および今後の課題について研究科教員全体で検討することができました。今後は、昨年度作成したリサーチ・ルーブリックの活用状況と課題についてのFD研修会を実施すること、修了生および就職先を対象とした修了後の状況調査の実施が必要であると考えます。また、2月のFD研修会は総合福祉研究科との合同開催となりました。2研究科合同のFDを開催できたことは、非常に有意義であったと感じています。オンデマンド配信方式を併用したことから実習指導中の教員も参加することができ、高い満足度が得られました。総合福祉研究科との合同FD研修会は、両研究科の相互理解を深め、共同研究に発展させる機会になると考えます。今後も両研究科での合同FDを通して関係性を深めていきたいと考えています。



図1 オンラインセミナー「看護研究とはじめ」の様子

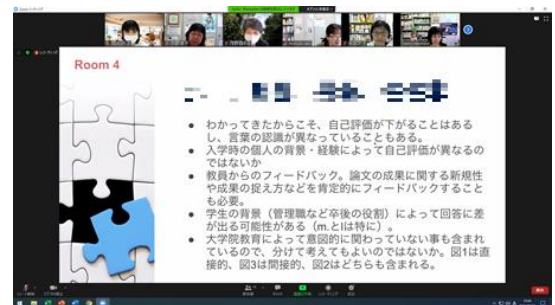


図2 第1回 看護学研究科FD研修会の様子

今年度もCOVID-19感染症の影響が及ぶ1年でしたが、看護学研究科、総合福祉研究科の先生方のご協力を頂き計画的にFD活動を進めることができました。今後も研究科における教育内容の点検・評価や教育力向上のためのFD研修会の企画、大学院生が学びやすい環境の整備に向けて、教育向上委員一丸となって活動していきたいと考えています。

(看護学研究科 井上菜穂美)

FD活動について

大学院生を対象として、前学期・後学期の授業終了後に、S-Naviのアンケート機能を用いて「授業アンケート」および「学生生活アンケート」のアンケート調査を実施しています。教員・大学院生ともにオンライン授業に慣れたことや、アンケートで寄せられた意見に対応してきたことから、昨年度と比較して大学院生からの要望は減少しています。今後もより良い教育研究活動を支援できるよう、検討を重ねていきたいと考えています。

淑徳大学 高等教育研究開発センター NEWS LETTER 2021 第3号

発行日：2022年3月31日

編集：淑徳大学高等教育研究開発センター

TEL：043-265-7331 FAX：043-265-8310

E-mail：kaihatsu@soc.shukutoku.ac.jp